

令和5年度 若者文化の機運醸成に向けた体験会等開催業務 仕様書

1. 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日（日）まで

2. 履行場所

川崎市内

3. 業務目的

本市では、将来の人口減少社会を見据え、若い世代をはじめ、あらゆる世代が活躍する持続可能なまちづくりを進めていく観点から、川崎らしい地域資源である、ブレイキン、BMX、スケートボード等の若者文化の発信により本市の魅力を高め「若い世代が集い賑わうまち」を目指しており、令和元(2019)年11月に策定した「若者文化の発信によるまちづくりに向けた環境整備等に関する基本計画」において、将来的には、日常的に練習ができるような施設が市内にバランスよく複数ある状態をめざすこととしている。

本業務は、市制100周年及び2024年に開催されるパリオリンピックに向け、若者文化の認知度向上及び環境整備に向けた機運醸成を図るため、市内を中心に活動している地域人材等を活用した体験会等の開催業務を委託するものである。

4. 開催概要

(1) スケートボード、BMX、インラインスケートの体験会等の実施（2回以上）

地域における若者文化の認知度向上や機運醸成を主な目的として、それぞれ体験会及びパフォーマンスを実施するほか、パフォーマンス用の簡易スケートパークを設置すること。

なお、体験会及びパフォーマンス時以外の空き時間は、普段その周辺で活動している愛好家などに簡易スケートパークを開放し、幅広くニーズや課題等を把握できるようにすること。

- ア 体験会のコンテンツは、スケートボード、インラインスケート、BMXとし、各回2つ以上の実施とすること。
- イ 開催回数及び場所については、市内全域での認知度向上や機運醸成を図るため、幸区・川崎区を除く5区のうち2区以上で各1回以上開催するものとする。
- ウ 実施時期は、令和6年1月～3月の土日祝日を原則とし、それぞれ1日以上とすること。
- エ 講師等は、原則として本市に縁のある人材とすること。
- オ 体験会への参加、及び簡易スケートパークの利用は、無料とすること。
- カ 体験会の対象者は原則として未経験者とすること。
- キ 本格的に習うことを希望する人に対して既存のスクール等を複数案内できるようにすること。

- (2) ブレイキン、ダブルダッチ、ヒップホップダンスの体験会等の実施（1回以上）
- 学校体育館またはスポーツセンターにおいて、体験会及びパフォーマンスを実施すること。
- ア 体験会のコンテンツは、ブレイキン、ダブルダッチ、ヒップホップダンスとし、各回2つ以上の実施とすること。
- イ 開催回数及び場所については、市内全域での認知度向上や機運醸成を図るため、幸区・川崎区を除く5区のうちいずれかの区で1回以上実施すること。なお、(1)の体験会を実施していない区を優先すること。
- ウ 実施時期は、令和6年1月～3月の土日祝日を原則とし、1日以上とすること。
- エ 講師等は、原則として本市に縁のある人材とすること。
- オ 体験会への参加は、無料とすること。
- カ 体験会の対象者は原則として未経験者とすること。
- キ 本格的に習うことを希望する人に対して既存のスクール等を複数案内できるようにすること。

5. 業務内容

- (1) 全体の統括
- 本業務の実施にあたっては、企画責任者及び現場責任者を定め、実施計画書、作業表、日程表等を提出し、情報を一元管理の上、当該事業が円滑に進行するよう、本市と協議のうえ、適正に運営管理すること。
- (2) 事前準備
- ア 本市及び講師等からの意見や、提案会において受託者が提案した内容等を踏まえ、実施内容を企画し、本市と協議のうえ、決定すること。
- イ 実施に向けた関係者との調整を行うこと。
- ウ 参加者の募集方法の企画、及び広報を実施すること。
- エ 円滑な実施に向けて必要なスタッフを手配すること。
- オ 講師等への謝礼支払い、お弁当の手配等、付随する業務全般を実施すること。
- カ 実施に伴って必要な機材等を用意し、不足が無いようにすること。
- キ 体験会参加者等について、必要な保険に加入すること。
- ク 本市と内容を協議したうえで、アンケートを作成すること。
- (3) 当日の運営等
- ア 必要な会場の設置、撤去を行うこと（必要な機材等の準備、運搬を含む）。
- イ 設置物の転倒等、安全面に十分注意するとともに、緊急時の動線を確保すること。
- ウ 円滑に実施されるよう、適正に運営管理すること。
- エ アンケート調査を実施すること。
- オ 記録用写真の撮影を行うこと。
- (4) 実施後の検証及び報告等
- ア 写真による各回の記録集を作成すること。
- イ アンケート調査を踏まえたニーズや課題等を整理すること。
- ウ 今後の機運醸成や施設整備に向けた課題と方向性を提案すること。

- エ 今後の認知度向上及び地域盛り上げに向けた取組の提案をすること。
- オ 実施結果等について、本市へ報告すること。

6. 成果物

本事業の受託者は、本業務の履行期限内に下記成果物を納品すること。

なお、履行期限に限らず、各種成果物は業務の進捗に合わせて随時提出すること。

(1) 写真による体験会当日の記録集

体験会当日の様子を写真にて記録し、データ形式で納品すること。

(2) 実施報告書

下記の資料等について、データ形式及び紙媒体で納品すること。

- ア 本業務を遂行するための打合せ資料及び摘録、その他調整経過が分かる資料
- イ 本業務遂行時において作成した成果物（計画書や広報物等）
- ウ アンケート調査の結果
- エ 実施結果等を踏まえた今後に向けた提案
- オ その他本市が必要と認めるもの

(3) 業務完了届

7. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

当事業の受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、本市と協議のうえ、その一部を委託することができる。

(2) 個人情報保護

業務に係る個人情報については、川崎市個人情報保護条例（昭和 60 年川崎市条例第 26 号）の本旨に従い、本市と十分に協議の上、適切に取り扱うこと。また、受託者が、委託業務の履行に伴い、又はこれに関連して知り得た業務上の情報を第三者に漏えいしないこと。

8. その他

- (1) 受託者は、各体験会の実施手法や実施内容について適宜本市と協議を行い、協議結果を踏まえた上で各種業務等に着手すること。
- (2) 受託者は、本市が指定した期日までに関係書類を提出することとし、成果品の編集等については、本市と十分協議すること。
- (3) 本市の所持する資料のうち、当該業務に必要な資料は別途貸与するが、丁寧に取扱い、業務終了後は、速やかに返納すること。なお、貸与を受けた資料及び当該業務の成果は、許可なく外部に漏らしてはならない。
- (4) 受託者は、国及び本市の関連法規等の内容も踏まえた上で、本市と綿密な協議を行いながら本業務を実施すること。
- (5) 本業務に係る成果物等の著作権、所有権等の権利は、すべて本市に帰属するものとする。また、本市は、成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または

二次利用する権利を有するものとする。

- (6) 業務完了検査の結果、成果物に瑕疵が発見された場合は、受託者は、本市の指定する期間内に修正を行い、再度検査を受けること。
- (7) 自然災害や社会情勢等の変化により、実施内容等に変更が生じる場合や、中止となる場合には、本市と本件委託に係る事業の内容や契約金額等について再度協議を行い、変更契約等の手続を行うものとする。
- (8) この仕様書に定めのない事項、または不明な点がある場合は、本市の条例または規則に定めのある場合を除いて、その都度、両者協議の上で決定するものとする。